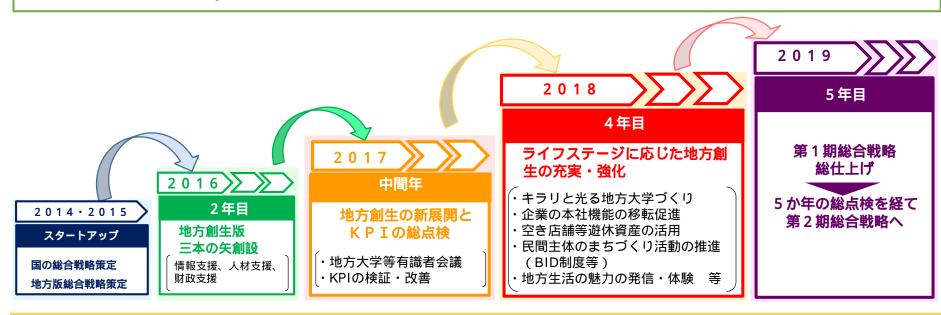
小さな拠点・地域運営組織の形成に関する取組

平成30年2月2日 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 内閣府地方創生推進事務局

ライフステージに応じた地方創生の充実・強化

2017年度(総合戦略の中間年)のKPIの総点検を踏まえて、地方・東京圏の転出入均衡という基本目標をはじめとする各基本目標の達成を目指して、ライフステージに応じた地方創生の充実・強化に取り組む。



各基本目標等の主なKPI(2020年目標)の進捗状況

<基本目標 > 地方に「しごと」をつくる

- ・若者雇用創出数(地方)
- :5年間で30万人
- →18.4万人創出(2016年度推計)
- ・女性(25~44歳)の就業率
- :77%
- 69.5%(2013年)
- ➡72.7% (2016年)

< 基本目標 > 地方への新しい「ひと」の 流れをつくる

・地方・東京圏の**転出入均衡**

東京圏への年間転入超過

10万人 (2013年)

→ 12**万人**(2016年)

<基本目標 > 結婚・子育ての希望実現

- ・第1子出産前後の女性継続就業率
 - :55**%**
 - 38.0% (2010年)
 - →53.1% (2015年)
- ・週労働時間60時間以上の雇用者割合:5%に低減
 - 8.8% (2013年)
- →7.7% (2016年)

<基本目標 > 「まち」をつくる

- · 立地適正化計画作成市町村数
 - :300都市(150都市から変更)
 - 4都市 (2016年9月末)
- ➡112**都市**(2017年7月末)
- 「小さな拠点」等の地域運営組 織形成数
- :5千団体(3千団体から変更)
 - 1,656団体(2014年)
- →3,071団体(2016年)

まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略(2017改訂版)」の全体像(詳細版)

平成26年12月27日閣議決定 平成29年12月22日改訂

長期ビジョン

まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版)(~2019年度)

中長期展望 〔2060年を視野

.人口減少問題の克服

2060年に1億人程度

人口減少の歯止め

・国民の希望が実現

した場合の出生率

.成長力の確保

2050年代に実質GDP

成長率1.5~2%程度維持

(人口安定化、生産性

向上が実現した場合)

是正

(国民希望出生率) = 1.8

「東京一極集中」の

の人口を維持

基本目標(成果指標、2020年)

主要施策とKPI

生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

・地域の技の国際化、地域の魅力のブランド化、地域のしごとの高度化

・地域経済牽引事業の促進、近未来技術の実装、生活産業の実装等

観光業を強化する地域における連携体制の構築 ·DMOを核とする観光地域づくり・ブランディングの推進、受入環境整備

地方への人材還流、地方での人材育成、雇用対策

·創業支援·起業家教育、事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等

・多様な地域資源(文化、スポーツ、産業遺産等)を活用したコンテンツづくり

輸出プロモーション・プランディング戦略の立案・実行、農村地域への産業の導入の促

生産性革命や人づくり革命の土台となる地方創生の大胆な推進 - ライフステージに応じた政策メニューの充実・強化 -

地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

若者雇用創出数(地方) 2020年までの5年間で30万人 現状:18.4万人 若い世代の正規雇用労働者等の割合

2020年までに全ての世代と同水準 15~34歳の割合:94.3%(2016年) 全ての世代の割合:94.5%(2016年)

女性の就業率 2020年までに77%:72.7%(2016年)

地方への新しいひとの流れをつくる

地方・東京圏の転出入均衡(2020年) 東京圏への転入超過数:12万人(2016年)

東京圏 地方転出 4万人増

:1万人減(2016年)

·地方 東京圏転入 6万人減

していると考える人の割合40%以上

る

:1万人增(2016年)

:42.6%(2017年2月暫定値)

地域の中核企業、中核企業候補支援

3年間で2,000社支援(地域未来投資促進法の活用等) 地域中核企業候補等の先導的プロジェクトを5年間で1,000支援し、平 均売上高を5年間で3倍(60億円)

観光業を強化する地域における連携体制の構築

訪日外国人旅行消費額8兆円:3兆7,476億円(2016年) 世界水準のDMOの形成数100

農林水産業の成長産業化

6次產業化市場10兆円:5.5兆円(2015年度) 農林水産物等輸出額 1兆円:7,502億円(2016年)

企業の地方拠点機能強化

雇用者数4万人增加

:11.560人 地域再生計画(H29.11)に記載された目標値

地方における若者の修学・就業の促進

自道府県大学進学者割合平均36%:32.7%(2017年度)

地方移住の推進

年間移住あっせん件数 11.000件

約6,800件(2016年度)

少子化対策における「地域アプローチ」の推進

週労働時間60時間以上の雇用者割合を5%に低減 :7.7%(2016年)

若い世代の経済的安定

若者の就業率79%に向上 :77.7%(2016年)

妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援

支援ニーズの高い妊産婦への支援実施100%

86.4%(2015年度)

時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、 地域と地域を連携する

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ

安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成

第1子出産前後の女性継続就業率55%:53.1%(2015年)

夫婦子ども数予定(2.12)実績指標95%:93%(2015年)

立地適正化計画を作成する市町村数300市町村:112都市(2017年7月) 都市機能誘導区域内に立地する誘導施設数の占める割合が増加している市町村数

居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数 100市町村

「連携中枢都市圏」の形成

·連携中枢都市圏 30圏域:23圏域(2017年10月)

「小さな拠点」の形成

「小さな拠点」1,000か所:908か所(2017年度)

·地域運営組織 5,000団体:3,071団体(2016年度) 大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応

建替え等が行われる公的賃貸住宅団地(100戸以上)における、高齢 者世帯等の支援に資する施設の併設率:2016年度~2025年度の 期間内に建替え等が行われる団体のおおむね9割:84.4%(2016年

政府関係機関の地方移転

進等に関する法律による雇用と所得の創出

・「プロフェッショナル人材戦略拠点」の活用促進等

農林水産業の成長産業化

・文化庁等の中央省庁等の地方移転の推進、サテライトオフィスの充実 企業の地方拠点強化等

本社機能の移転や地方での拡充を行う事業者に対する支援措置の一層の推進等

地方創生に資する大学改革等

日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」、東京23区 における大学の定員抑制、地方と東京圏の大学生の対流促進等

地域における魅力あるしごとづくりの推進等

起業・創業の促進、東京に本社を持つ大企業等による地方での雇用機会の創出、地 方創生インターンシップの推進、奨学金返還支援制度の全国展開等

子供の農山漁村体験の充実

・教員の負担軽減、受入れ農家の確保等の課題、送り手側と受入れ側のマッチングの仕 組み等について調査・分析を進め、支援策の充実強化を検討

地方移住の推進 移住・定住施策の好事例の構展開、農泊、「生涯活躍のまち」の推進

·これまでにない地方生活の魅力の発信、UIJターン対策の抜本的な強化

少子化対策における「地域アプローチ」の推進

「地域働き方改革会議」における取組の支援、先駆的・優良な取組の横展開 若い世代の経済的安定

新卒者等への就職支援、フリーター等の正社員化支援

出産・子育て支援

幼児教育の無償化、待機児童の解消

まちづくり・地域連携

連携中枢都市圏の形成、定住自立圏の形成の促進 BID制度を含むエリアマネジメントの推進

都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に当たっての政策間連携の推進 地方都市における「稼げるまちづくり」の推進(空き店舗活用等による商店街の活性化)

「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)

地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成及び取組の推進 大都市近郊の公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化

公的賃貸住宅団地のストック活用や建替え時の福祉施設等の併設による団地やその周 辺地域における高齢者の地域包括ケアの拠点の形成等の推進

地方公共団体の持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組の推進

地方公共団体に対する普及促進活動の展開、SDGs達成のためのモデル事例の形成

【地方創生版・三本の矢】 情報支援(RESAS)。人材支援(地方創生カレッジ、地方創生コンシェルジュ、地方創生人材支援制度)。財政支援(地方創生推進交付金、企業版ふるさと納税、まち・ひと・しごと創生事業費)

まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版)(抜粋)

. 今後の施策の方向

3.政策パッケージ

<u>(4)時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携</u> <u>する</u>

(イ)「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)

【施策の概要】

| 人口減少や高齢化が著しい中山間地域等においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要であり、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となって、 地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成、 地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立(地域運営組織の形成)、 地域で暮らしていける生活サービスのは持・確保、 地域における仕事・収入の確保を図る必要がある。 | また、これらの取組を進め、暮らしを守るためには、地域住民の活動・交流拠点の強化や、生活はサービス機能の集約・確保、集落生活圏内外との交通ネットワークの形成等により利便性の高い地

このため、地域の生活や仕事を支えるための住民主体の取組体制づくりや利便性の高い地域づくり (「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持))を推進するとともに、地域に「ひと」を呼び込む ため、若い世代を中心に都市部から過疎地域等の地方へ移住しようとする「田園回帰」の促進や農 協や商工会等の地域内外の多様な組織との連携を推進する。

【主な重要業績評価指標】

¦域づくりを図ることが必要である。

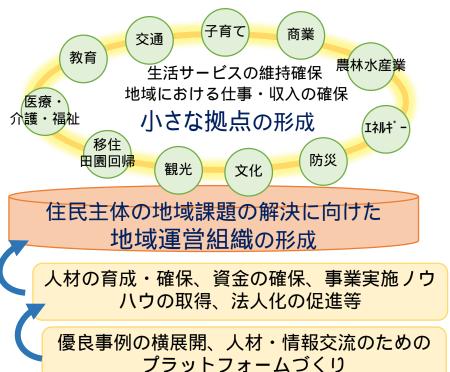
「小さな拠点」(地域住民の活動・交流や生活サービス機能の集約の場)の形成数:1,000か所を目指す 住民の活動組織(地域運営組織)の形成数:5,000団体を目指す

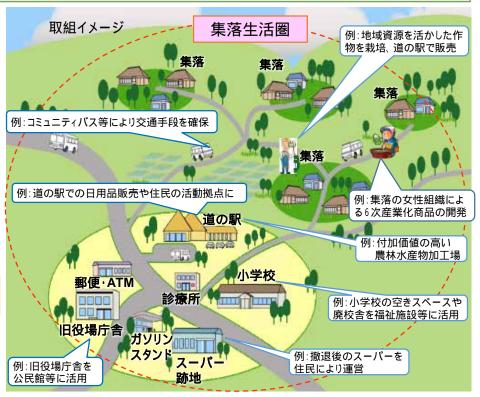
「小さな拠点」及び「地域運営組織」の形成推進

中山間地域等において、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、必要な生活サービスの維持・確保や地域における仕事・収入を確保し、将来にわたって継続できるような<u>「小さな拠点」の形成</u>(集落生活圏を維持するための生活サービス機能の集約・確保と集落生活圏内外との交通ネットワーク化)が必要。

あわせて、地域住民自らによる主体的な地域の将来プランの策定とともに、地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行うための組織(地域運営組織)の形成が必要。

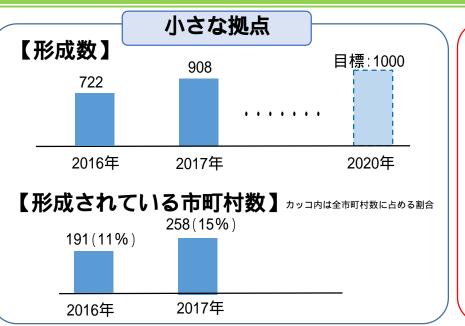
2020年までに小さな拠点を全国で1,000箇所(2017年5月:908箇所)、地域運営組織を全国で5,000団体(2016年10月:3,071団体)形成する。

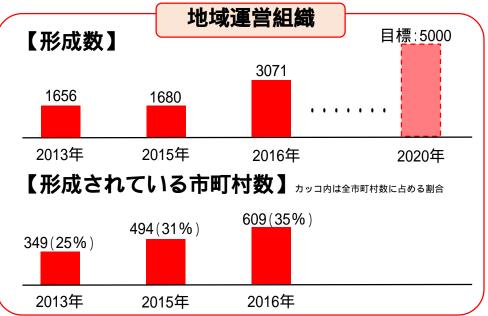






全国における小さな拠点・地域運営組織の形成状況



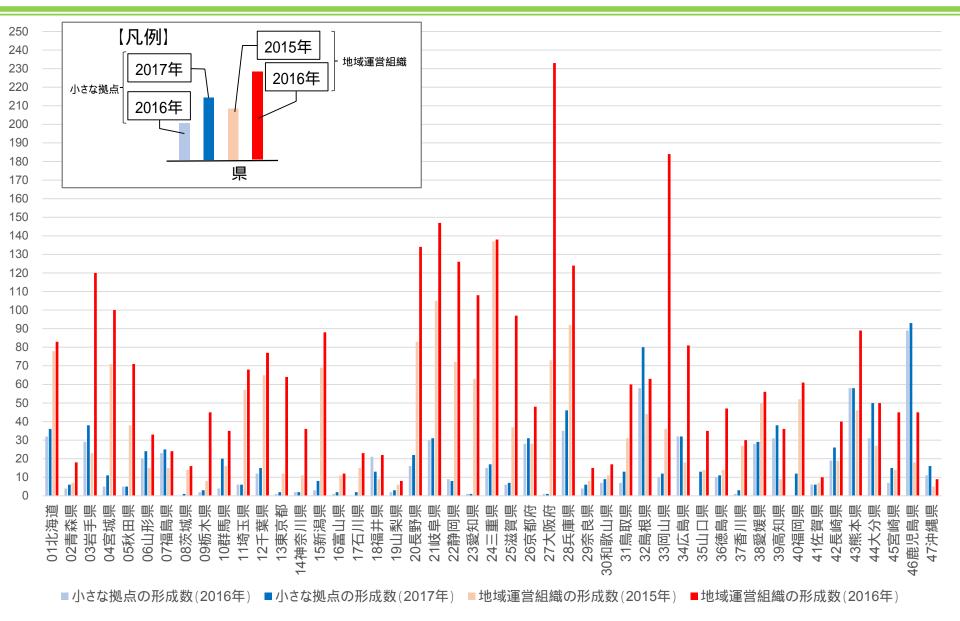


		過疎関係市町村 (817)	非過疎市町村(924)	合計(1,741)
小さな拠点	市町村数	188 (過疎関係市町村の23%)	70 (非過疎市町村の8%)	258 (全市町村の15%)
	形成数	725	183	908
地域運営組織	市町村数	311 (過疎関係市町村の38%)	298 (非過疎市町村の32%)	609 (全市町村の35%)
	形成数	1,590	1,481	3,071

過疎関係市町村… 過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項(全域過疎)、第33条第2項(一部過疎)、第33条第1項(みなし過疎)で規定された市町村(平成29年4月時点)

出典:平成29年度 小さな拠点の形成に関する実態調査(平成29年8月 内閣府地方創生推進事務局)、平成28年度 小さな拠点の形成に関する実態調査(平成28年12月 内閣府地方創生推進事務局)、地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書(平成29年3月総務省地域力創造グループ地域振興室)、暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書(平成28年3月総務省地域力創造グループ地域振興室)、平成25年度 RMO(地域運営組織)による総合生活支援サービスに関する調査研究事業報告書(平成26年3月 総務省地域力創造グループ地域振興室)、過疎地域市町村等一覧(平成29年4月1現在)(総務省HP)を基に内閣官房作成

都道府県別 小さな拠点・地域運営組織の形成数



出典: 平成29年度 小さな拠点の形成に関する実態調査(平成29年8月 内閣府地方創生推進事務局)、平成28年度 小さな拠点の形成に関する実態調査(平成28年12月 内閣府地方創生推進事務局)、地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書(平成29年3月 総務省地域力創造グループ地域振興室)、暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書(平成28年3月総務省地域力創造グループ地域振興室)を基に内閣官房作成

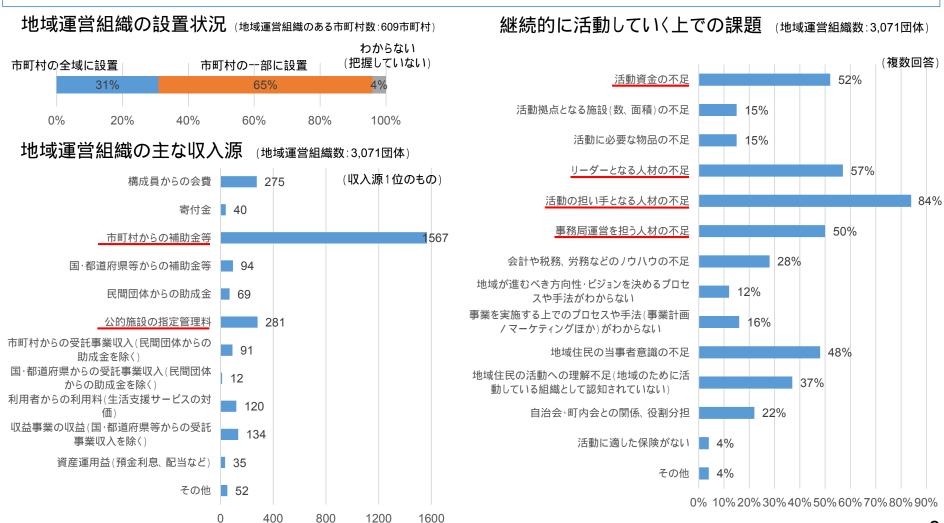
標準的な小さな拠点のイメージ(例)

小さな拠点については、各地域の現状に応じて様々な取組がなされているが、実態調査の回答を基に 作成した標準的なイメージ図 都市部(市街地) 中山間地域 範囲:小学校区or旧小学校区 集落生活圈 人口:約2,600人 15集落 医療 福祉 病院·診療所、高齢者福祉施 集落 設、地域包括支援センター 集落 公営路線バス 牛活サービス 高齢者福祉施設・ 地域包括支援センター GS、食料品·日用品販売店、 飲食店、運動施設 公民館 バス停、都市部とのバス(民営) ATM 郵便局 各集落とのバス(公営) 地域交流センター バス停 飲食店 法人格のない任意団体の 病院·診療所 地域運営組織が活動 小学校 食料品·日用品 小学校、保育園·幼稚園 販売店 民営路線バス 行政サービス 運動施設 金融サービス 地域交流センター、公民館 郵便局、ATM 小さな拠点

平成29年度小さな拠点の形成に関する実態調査(平成29年8月 内閣府地方創生推進事務局)で回答された小さな拠点908箇所において、各調査項目(対象範囲、主な施設等)の過半を占めた回答を基に作成

地域運営組織に関する実態

地域運営組織が組織されている609市町村のうち、市町村の全域に設置されている市町村は31%主な収入源は、市町村からの補助金が最も多く、<u>行政からの支援に頼っている状況</u>である継続的に活動していく上での課題として、活動の担い手となる人材不足が84%と最も多く、その他も人材の不足に関する課題や、活動資金の不足が多い



小さな拠点・地域運営組織の取組例

【ポイント】

小学校区や旧村のエリアにおいて、地域の課題に対応した事業の実施自治会、町内会や婦人会、社会福祉協議会、農協など既存の組織・団体と連携

高齢者が多いが見守る人がいない・・・

高齢者の見守り

- ・定期的な高齢者の住宅訪問と声かけ
- ・他の事業(市から受託した水道検針、お弁当の 宅配)実施時に、声かけ
- ·災害時に備えて、援助の必要な人の把握と、 被援助者の登録管理

集落唯一の商店もなくなり、車の運転も限界・・・

生活サービス

- ·撤退した商店やガソリンスタンドを地域運営組 織が借り受けて運営
- ・地域の公民館に商店を運営
- ・買い物代行サービスの実施
- ・宅配弁当サービスの実施

交通の確保

- ·地域運営組織が運営する商店への無料送迎 サービス
- ・自治体の補助を受けてミニバンを購入し、自家 用有償旅客運送事業の実施

日中の居場所がない、子育てに不便・・・

コミュニティづくり

- ·空き店舗を活用した地域住民の交流サロンの 設置·運営
- ・婚活イベントの実施

子育て・地域社会教育

- ・保育園や学童保育の運営
- ・中高生の地域づくり活動への参加の受け皿
- ・公民館の指定管理による生涯学習活動

農業の後継者がいない、働き口がない・・・

農林業·特産品

- ・農事組合法人を設立し、共同して農業を実施
- ・地域の農産物を生かして、特産品を開発
- ・道の駅の指定管理を受けて、物産品を販売

地域に誰も来ない・・・

移住者の受け入れ、農村交流

- ・古民家を改修して、農泊を実施
- ・廃校舎を改修し、移住者のお試し居住に活用

小さな拠点・地域運営組織の形成による効果例

雇用創出·所得向上

(地域産品を活用した小売販売や農家レストランの 運営により、地域の稼ぐ力が向上)

長野県伊那市非持地区の例

- I ベーカリーや農産物直売所、レストランが整備された拠点を運営
- I ベーカリーで15名、農産物直売所で8名、レストランで4名の計27名の地域

住民を雇用



生活利便性の維持・向上

(食料品店やガソリンスタンド等、日常生活に不可欠な施設を維持)

高知県四万十市大宮地区(株式会社大宮産業)の例

- 地区内の食料品店とガソリンスタンドが併設されたJA出張所が廃止となったことから、住民が出資して株式会社を設立。施設を引き継ぎ、運営
- I 片道15~20km(30分~40分)離れた市街地まで移動する時間を短縮し<u>生</u> 活利便性を維持するともに、地区からの人口流出を抑制





人口流出を抑制 離農を抑制

片道15~20km短縮 片道30~40分短縮

移住促進

(移住者の受け入れ・あっせんを行い、 移住者が増加)

京都府綾部市豊里地区(NPO法人里山ねっと・あやべ)の例

- I 里山体験や農業体験を通じて地域の魅力を発信。交流人口を増やし、地域のファンを確保
- I NPO法人のある豊里地区では、<u>平成20年度か</u> ら平成27年度の間に54人が移住

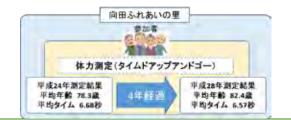


高齢者の体力維持(医療費削減)

(体力測定や体操教室を実施し、高齢者の体力 が維持・向上)

栃木県那須烏山市向田地区(向田ふれあいの里) の例

- I 廃校となった小学校を拠点に、高齢者向けの体操教室や交流サロン、体力測定を実施
- I 同一参加者10名の平成24年と平成28年の体力 測定結果を比較すると、<u>平均年齢が上昇したに</u> もかかわらず、数値が向上



行政コストの削減

(行政の窓口業務を受託し、支所機能の維持と 行政コストの削減)

兵庫県神河町長谷地区(株式会社長谷)の例

- JAの売店、ガソリンスタンドの撤退を機に、長谷地区の全世帯が出資して株式会社を設立。JAから施設を引き継ぎ、食料品店やガソリンスタンドを運営
- I 神河町から住民票発行等の窓口業務を受託し、 年間390万円程度の行政コスト削減に寄与



行政の支援例

【ポイント】

- ・地域運営組織の立ち上げ・運営にあたっては、行政(市町村)の支援が必要不可欠
- ・地域づくりのパートナーとして、地域課題の解決に向けて、協働して取り組むことが有効

体制の確立

- ·支所も含め市町村役場内に地域支援の体制· 組織づくり
- ·各地域担当職員の配置による地域との総合的 な対応の実施
- ・地域でのワークショップ開催への市町村の積 極的な関与・支援



- ü 地域運営組織を地域づくりのパート ナーとして、全庁的に支援
- ü 地域運営組織の立ち上げや持続的 な運営をサポート

活動拠点・資金の確保

- ・公民館等の地域の交流拠点施設の指定管理
- ・自治会や各種協議会等に個別に委託していた 事業(交通安全、青少年育成、保険指導、環境 美化等)を地域運営組織に一括化
- ·従来の個別補助金を統合し、活動運営資金の ための補助金·交付金による支援



- ü 指定管理等により活動拠点を確保
- ü 事務局員の人件費も含め、行政からの支援(指定管理料や交付金等) により、資金を確保
- ü 事業を一括して行うことにより、地域のことがなんでも把握できるよう

人材育成 · 確保

- ・都道府県による市町村職員や住民への研修
- ・市町村による地域づくりを行う団体への研修
- ・地域おこし協力隊や集落支援員の活用
- ・地域運営組織同士の学び合いの場の開催



ü 地域リーダーのみならず、組織の事 務局職員の確保・育成をサポート

各種施策との連携

小さな拠点・地域運営組織の形成にあたっては、限られた人材・資金で、地域の課題解決のため、多様な 主体・各種施策との連携、合わせ技が不可欠 地方創生 農林水産業 学校·教育 ジビエ **NPO** 地域福祉 地域介護 文化 · 伝統芸能 小さな拠点づくり 移住 防災 観光·農泊 コンパクトシティ 地域運営組織 子育て 自然エネルギー 商業 遊休資産 地域公共交通 公共施設再編 地域住民・団体 行政

小さな拠点・地域運営組織の形成に向けた地域支援

中山間地域をはじめとして、安心して暮らし続けられる地域の維持住民の「生活の質」の維持・向上

2020年までに全国で、

- ・小さな拠点を1,000箇所(2017年度 908箇所)
- ・地域運営組織を5,000団体(2016年度3,071団体) の形成を目指す

情報支援

- ・取組効果の見える化、優良事例の横展開
- ・情報発信・交流のためのポータルサイトの開設・運営、 全国フォーラムの開催など、取組支援のためのプラット フォームづくり
- ·都道府県と連携した全国各地での説明会の開催(全国キャラバン) など

人材支援

- ・地方創生カレッジ等を活用した人材の育成
- ・地域運営組織の活動支援のための法人化の促進 (法人化に向けたガイドブックの作成、地縁型組織の法 人化の促進に向けた具体的な検討等)
- ・地域運営組織を支援する中間支援組織の育成に向けた支援 など

財政支援

各省予算や地方財政措置、税制措置等により総合的に支援 【主な予算措置】(H29年度予算額)

- ·[内閣府]地方創生推進交付金(1000億円)
- ・「総務省]過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業(4億円)
- ·[国交省]「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成 推進事業(1.5億円)
- ·[農水省]農山漁村振興交付金(100.6億円)

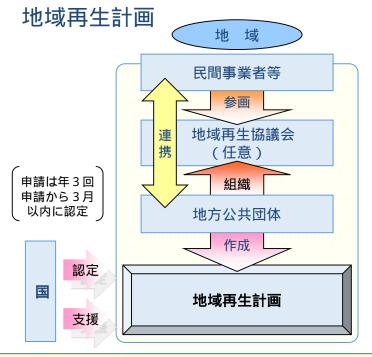
【地方財政措置】

- ·地域運営組織の持続的な運営に必要な費用を地 方財政計画に計上(H29年度500億円) 【税制】
- ·平成28年度より、小さな拠点形成に資する事業を 行う株式会社への出資に対する税制優遇を創設

地域再生制度の概要

地域再生制度(地域再生法(平成17年法律第24号))

地方公共団体が行う自主的・自立的な取組(地域再生計画)を支援。



地域再生制度を 活用すると府省 横断的に様々な 支援措置を活用 できる。



地域再生法の一部を改正する法律(平成28年法律第30号)(平成28年4月20日施行)

地方創生推進交付金の創設

・地方公共団体の自主的・ 主体的な事業で先導的な ものに係る支援措置

地方創生応援税制の創設

・地方公共団体が行う地方創 生プロジェクトに対する企業 の寄附に係る税制優遇措置

「生涯活躍のまち」の制度化

・中高年齢者が移り住み、健康 でアクティブな生活を送り、 継続的なケアを受けられる 「生涯活躍のまち」形成促進

主な支援措置メニュー

「地域再生計画」と連動

「地域再生法」に基づく施策

地方創生推進交付金

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)

地域再生支援利子補給金

企業の地方拠点強化の促進に係る税制の 特例等

「小さな拠点(コンパクトビレッジ)」形成に係る手続の特例

「生涯活躍のまち」形成に係る手続の特例

農地等の転用等の許可の特例

補助対象施設の転用手続の一元化·迅速化の 特例

(その他:特定政策課題の解決に資する事業への支援措置)

それ以外の連動施策

- ・実践型地域雇用創造事業
- 厚生労働省 -

·農山漁村振興交付金

- 農林水産省 -
- ・地域公共交通確保維持改善事業
- 国土交通省 -

等

地域再生法の一部を改正する法律(平成27年8月10日施行)の概要:「小さな拠点」形成

まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)

- 中山間地域等では、人口減少に伴い、住民の生活に必要な生活サービス機能(医療·介護、福祉、教育、買物、公共交通、物流、燃料供給等)の提供に支障
 - ◆ 生活・福祉サービスを一定のエリア内に集め、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」を形成。



地域再生計画(地方公共団体作成、内閣総理大臣認定)において、地域住民 と協議して、小さな拠点づくりの将来ビジョンを作成 (第5条第4項第5号、第6号)

複数の集落を含む生活圏(集落生活圏)の中に「地域再生拠点」 を形成し、生活サービスを提供する施設を集約 法律

市町村が地域再生土地利用計画に、集約する施設を設定 [第17条の7]

- ・生活サービス施設(診療所、保育所、公民館、商店、ガソリンスタンド等)
- ・就業機会を創出する施設(地場産品の加工・販売所、観光案内所等)
- → Ø 届出・勧告・あっせんにより、施設の立地誘導 (第17条の8)
 - ∅ 農地転用許可・開発許可の特例 (第17条の10. 第17条の12)

優良農地の保全・利用を図り、基幹産業である農林水産業を振興 法律

市町村が、知事、農業関係者等と協議し、地域再生土地利用計画に、 農用地等保全利用区域を設定 (第17条の7)

- → Ø 地域ブランド作物の栽培に係る助言等、必要な援助を実施
 - ∅ 計画に即した農地利用を行わないおそれがある場合には勧告 [第17条の9

集落と地域再生拠点を結ぶネットワークを確保

市町村が、地域再生計画に、自家用有償旅客運送者が集落生活圏において行う事業を位置付け (第5条第4項第6号)

● 自家用車を用いて地域住民を運送する際に少量の貨物も運送可能に [第17条の13] 集落生活圏内外のネットワークとの連携(バスの乗継拠点の整備等) [第17条の7]

生活サービスを提供する担い手を確保

法律

法律

NPO法人、一般財団法人、株式会社等のほか、新たに社会福祉法人等の多様な主体が地域再生推進法人となることを可能に [第19条]

小さな拠点形成のための財政的支援

○各省予算事業を連携させて、総合的に財政支援



地方創生関連の予算措置等について

地方創生関係交付金

26年度補正 地方創生先行型交付金 1,700億円

しごとづくりなど地方が直面する構造的な課題への実行ある取組を通じて地方の活性化を促進。

27年度補正 地方創生加速化交付金 1,000億円

一億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として、「希望を生み出す強い経済」を実現し、「新・三本の矢」の取組 に貢献するため、地方版総合戦略に基づく各自治体の取組について、先駆性を高め、レベルアップの加速化。

28年度 地方創生推進交付金 1,000億円(事業費2,000億円)

地方公共団体の地方創生の深化向けた自主的・主体的な取組を支援。

28年度補正 地方創生拠点整備交付金 900億円(事業費1,800億円)

未来への投資に向けて、地方公共団体の地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を推進。

29年度 地方創生推進交付金 1,000億円(事業費2,000億円)

総合戦略等を踏まえた個別施策(の交付金を除く)

26年度補正 3,275億円 27年度 7,225億円 27年度補正 2,188億円 28年度 6,579億円 28年度補正 1,746億円 **29年度** 6,536億円

まち・ひと・しごと**創生事業費**(地方財政計画)

27年度地方財政計画 1.0兆円 28年度地方財政計画 1.0兆円 29年度地方財政計画 1.0兆円

地方公共団体が、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、地方財政計画の歳出に、「まち・ひと・しごと創生事業費」(27年度1.0兆円、28年度1.0兆円、29年度1.0兆円)を計上。

「まち・ひと・しごと創生事業費」について、少なくとも総合戦略の期間である5年間は継続し、1兆円程度の額を維持。

地方創生推進交付金(内閣府地方創生推進事務局)

30年度概算決定額 1,000億円 (29年度予算額 1,000億円)

事業概要・目的

地方創生の新展開を図るため、地方創生推進交付金により支援します。

<u>地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先</u> 導的な事業を支援

 KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援

地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運 用を確保

具体的な 「成果目標(KPI)」 の設定



「PDCAサイクル」 の確立

資金の流れ

围

交付金(1/2)

都道府県 市町村

(1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます)

対象事業・具体例

【対象事業】

先駆性のある取組

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人 材の確保・育成、地域経済牽引
 - 例) ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング(日本版 D M O)、生涯活躍のまち、

働き方改革、小さな拠点、空き店舗 等

<u> 先駆的・優良事例の横展開</u>

・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

【手続き】

○ 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画(5ヶ年度以内)を作成し、内閣総理大臣が認定します。

30年度からの運用改善

<u>ハード事業割合</u>

- ・計画期間を通じたハード事業の割合は、原則として5割未満。
- ・ただし、ソフト事業との連携により、高い相乗効果が見込まれる場合は、5割以上(上限8割未満)になる事業であっても申請可能。

横展開タイプの交付上限額の引上げ(事業費ベース)

【都道府県】 先駆

6.0億円(29年度:6.0億円)

横展開

2.0億円(29年度:1.5億円)

【市区町村】 先駆

4.0億円(29年度:4.0億円)

横展開

1.4億円(29年度:1.0億円)

KPIの実績に基づいた事業計画の見直し

・申請時に、実績を踏まえたPDCAサイクルによる事業の見直しを反映した事業計画の提出。

小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置の拡充・延長(所得税)

中山間地域におけるふるさと会社を応援!〔小さな拠点版エンジェル税制〕

地方公共団体が策定する地域再生計画に基づき、中山間地域等における雇用創出や生活サービス (小さな拠点形成事業)を行う株式会社に対し、個人が出資した場合の所得税の特例措置

地方公共団体が小さな拠点形成事業を位置付けた 地域再生計画を作成・認定

株式会社による小さな拠点形成事業の実施

【事業のイメージ】

地域の就業機会の創出

持続的収入を確保し、地域の雇用を創出するための事業

- ・地元農産品の開発販売・道の駅等の運営
- ・農家レストラン、農家民泊の運営

生活サービス等の提供

拠点における生活サービス提供や交通ネットワークの確保等

- ・日用品の販売 ガソリンスタンドの運営
- ・コミュニティバスの運行

2年間の延長+30年度から大きく制度が拡充!! 地域再生法の改正を前提【平成30年度税制大綱】 〇新しく会社を設立する際(設立時出資)も対象に!

(現在は、既存会社の増資のみ対象

○手続きの大幅な合理化・簡素化

出資

【個人出資者】

(地域住民・地域外の支援者など)

寄附金控除を適用

「出資額分()を総所得金額から控除) 出資額(1,000万円限度)と総所得金額の40%のいずれか 少ない金額から2,000円を控除した額

- ・対象地域:中山間地域等の生活集落圏(都市計画法における市街化区域・用途地域以外の農用地を含むエリア)
- ・会社要件: 中小企業、専ら小さな拠点形成事業を行う会社、設立10年未満、常時雇用者2人以上等

地域内外からの出資を原資に、

人口減少、雇用状況の厳しい中山間地域等における雇用創出、生活サービス機能の確保 暮らし続けられる地域の維持発展



小さな拠点税制の活用ポイント

対象地域

中山間地域等の生活集落圏(都市計画法の市街化区域外又は用途地域外であって農振農用地を含むエリア)

いわゆる中山間地域や農山村地域、田園地域などの都市部や市街地でなければ、ほとんどの地域が対象となります。

対象事業(小さな拠点形成事業)

対象地域を対象とした。雇用を創出する事業、生活サービスを提供する事業

- は必須事業、 は任意事業。 は対象地域の住民の雇用の創出、 は対象地域の住民に対する生活サービスの提供が 必要になります。
- 例えば、 雇用を創出する事業: 地元住民を雇用する道の駅の運営や農産物加工場、サテライトオフィス 生活サービスを提供する事業: スーパーやガソリンスタンドなどの小売業、訪問看護などの高齢者サービス など

対象会社

中小企業、専ら小さな拠点形成事業を行う会社、設立10年未満、外部からの出資が1/6以上、常時雇用2人以上等

- ・設立10年未満で、小さな拠点形成事業を専門に行う会社であれば、ほとんどの場合対象となります。
- ・平成30年度からは、会社設立時の出資も対象となります(現在は、増資のみ対象)。
- ・株主(出資者)として、市町村や法人が入っていても、外部からの出資の合計が1/6以上であれば問題ありません。ですので、 市町村が出資する会社でも、全くの純粋民間企業でも対象になります。

例えば、地域で行う小売店やレストランを、役場、地元企業、住民が出資し合って会社を設立する際、住民や地域内外の個人出資を広〈募るため、本税制を活用することも想定されます。

手続き

地域再生計画に事業内容や事業主体等を位置付け、出資時に会社要件や個人からの払込みを地方公共団体が確認(30年度から、手続きが簡略・合理化)

小さな拠点・地域運営組織プラットフォームづくり

H29年度

第1四半期

第2四半期

第3四半期

第4四半期

H30年度~

全国プラットフォーム

(5月オープン)

小さな拠点情報サイトによる情報発信

• 国の支援制度・手引き等の紹介、各地の優良事例の紹介、取組箇所の見える化(リスト化と取組内容紹介)等

事例等の掲載

全国調査 実態把握 見える化等

全国の取組の見える化、先進事例・優良事例の収集・横展開

5月:小さな拠点の形成に関する実態調査 調査結果の他、全国の形成箇所や その取組概要をHPで公表(9月)

• 「小さな拠点」づくりの手引き(H27年度)

• 地域運営組織の法人化ガイドブック(H29年12月)

普及啓発· 能力向上

現場での普及啓発・能力向上

6/1: 都道府県担当者向け説明会

1/16:全国フォーラム(地方創生・小さな拠点学校)@東京

• ブロック別研修会を通じた全国の優良事例の発表、有識者によるトークセッション、「わがごと化」や「福祉連携」など発展段階・テーマ別の交流会

全国キャラバン(都道府県説明会)の実施

• 都道府県ごとに、都道府県との意見交換、都道府県·市町村職員向けの施策説明会等を実施し、主に自治体 職員への知識普及、意識啓発と、各地方の取組状況の把握を行う。

行政職員・中間支援者 の能力向上を通じ、各地 域の取組支援体制の構 築を目指す

ブロック別研修会

- 全国5ブロックごとに、テーマを分けて開催。 (東北:12/26@仙台、関東:12/15@東京、関西:1/31@大阪、中四国:1/10@岡山、九州:2/2@熊本)
- 自治体職員、中間支援組織関係者(大学等含む)、RMO関係者を対象とし、ワークショップ形式で、知識普及・能力向上を図るとともに、関係者同士の学び合い、横つなぎ、事例の共有を図る。

地域生活を支える「小さな拠点」づくりの手引き

<u>1 目的</u>

「小さな拠点」に関し、その内容や進め方について、行政担当者や集落のリーダー・地域住民、支援団体等に理解していただき、「小さな拠点」の立上げや進める際の参考やヒントにしてもらう。

2 構成

- 1.はじめに
- 2. 小さな拠点づくりのポイント
 - ・地域住民による活動ステップ
 - ・地域住民の暮らしの拠点形成
- 3. 小さな拠点づくりの具体事例
- 4 . 小さな拠点づくりのQ&A
- 5. 小さな拠点づくり関連施策の相談窓口



内閣官房・内閣府総合サイト「みんなで育てる地域のチカラ 地方創生」→地域再生→小さな拠点関連→小さな拠点の形成 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/chiisanakyoten/index.html

都道府県個別説明会(全国キャラバン)

都道府県ごとに説明会や意見交換会を実施し、小さな拠点・地域運営組織の形成に向けた施策の普及 啓発を図るとともに、地方の課題・提案について聴取し、全体の取組のブラッシュアップを図る。

現地調査

各地の小さな拠点や地域運営組織の 取組について、現地で調査





市町村担当者への説明会

内閣府・内閣官房の施策や、関係省庁の 支援策、全国の取組事例について説明





県・市町村との意見交換会

都道府県や市町村担当者と、取組内容 や地域の抱える課題について意見交換





開催状況

【平成28年度】

ü 11月22日 福岡県 ü 1 月19日 秋田県 ü 1 月26日 大分県

ü 2月 2日

徳島県 ü 2月 6日 香川県 ü 2月13日 京都府

【平成29年度】

ü 4月14日 福井県 ü 9月11日 熊本県

ü 9月25日 青森県

平成29年度開催受付中

お問い合わせは、内閣府地方創生推進事務局まで

小さな拠点情報サイトについて

概要

- 小さな拠点·地域運営組織形成のための各種支援制度の 閲覧機能
- 小さな拠点・地域運営組織の取組に関連する優良事例の 閲覧機能
- ・ 地域運営組織の法人化に関する情報の閲覧機能
- FAQや関連サイトへのリンク集など関連情報の閲覧機能

上記機能をもったサイトを内閣府ホームページ内に構築し、小さな拠点・ 地域運営組織の形成に関する情報を広く発信。

中山間地域等における持続可能な地域づくりの中心となる地域住民やそれらを支援する地方公共団体が実際に地域で活動する際に参考となる情報を掲載。

コンテンツ

- 1. **小さな拠点・地域運営組織の形成について** 小さな拠点や地域運営組織を形成するためのポイントを紹介
- 2. 国の取組

全国キャラバンや地方創生推進交付金といった内閣府の取組を中心に、 関係省庁の支援について紹介

3. **地域運営組織の法人化** 地域運営組織を法人化するにあたってのポイントを紹介

4. 事例集·手引集

全国各地の小さな拠点・地域運営組織の事例や、関係省庁が公表して いる手引集を紹介

5. FAQ、**リンク**小さな拠点・地域運営組織に関するFAQ、関係省庁のリンク集

小さな拠点情報サイト (平成29年5月開設) **人**内閣府 ● 機需の使い方 四國府ホーム > 四國府の政策 > 小さな拠点情報サイト 小さな拠点情報サイト 人口重少や実験化の進行により、住民の生活に必要な生活サービスや機能が維持できなくなっている地域がある中 夢らしを守り、地域コミュニティを維持して持続可能な地域づくりを目指すための取復として、「小さな拠点」づくりに注目 地域選ば和難の放人化 FAG 900 四爾府 地方侧生推進事務局 T100-0014 東京都干代田区永田町 1-11-39 永田町倉原庁全6F T-108-5510-2457(*** 小さな機点機能サイトを開設しました。 このページの危無人 🖥 ウェブアクセシビリティ りサイトマップ **URL** http://www.cao.go.jp/regional management/ 小さな拠点

サイトに関するお問い合わせや、掲載コンテンツに関するご要望は、

内閣府地方創生推進事務局まで

23

地方創生カレッジによる小さな拠点人材の育成



地方創生カレッジにおいて、小さな拠点・地域運営組織に関する7講座を提供し、各地域で小さな拠点・地域運営組織の 形成に取り組む人材の育成を図る。

(いずれも専門編・地域コミュニティーリーダー分野)

小さな拠点・地域運営組織に関する提供講座(一例)

受講資格なし

- ü <u>「小さな拠点とコミュニティ」</u> 講師:藤山 浩氏(島根県中山間地域研究センタ−研究統括監) 「小さな拠点」について、その必要性と現状、コミュニティ全体のあり方を考える中で具体的な形成・運営手法、今後の進化について学習。
- □ 「地域コミュニティの再生・構築」 講師:玉村雅敏氏(慶應義塾大学総合政策学部教授) 動画によるケーススタディを活用しながら、「地域コミュニティの再生・構築」にあたって重視すべき発想や、必要となる知見等について学習。
- ü 「『やねだん』の行政に頼らないむらづくり」 講師:椎川 忍氏(一般財団法人地域活性化センター理事長)、豊重 哲郎氏(柳 谷自治公民館館長)

経済循環の創造や自主財源の確保による自主的・主体的な地域づくり、後継者となる人材や全国的なネットワークの構築ができる人材の育成について学習

地方創生カレッジの概要

地方公共団体の職員、民間企業の社員、学生等、地方創生に 関心のある人であれば、誰でも受講可

入学金は無料。受講料は現時点では無料

(方向性)

国が主導し、広〈養成機関等の参加を得て、地方創生人材育成に向けた連携の場(プラットフォーム)を形成地方創生カレッジを創設し、地方創生に真に必要かつ実践的なカリキュラムを整備するとともに、eラーニングにより幅広〈提供

(基本的な考え)

- 地方創生の深化に向けて、立場や機能に応じた実践的な 内容を提供
- 受講者の担うべき役割・経験、直面したフェーズなどに応じた 選択受講が可能
- e ラーニングを中心に対面・実地での講義・交流機会の提供や各教育機関との連携にも対応

URL https://chihousousei-college.jp/



地域運営組織の法人化促進ガイドブック

平成29年12月 第1版発行

有識者会議の最終報告を受け、地域運営組織の設立・運営において市町村及び取組地域が現場で活躍できるよう、法人制度や組織運営のノウハウ等に係る現行法制度の整理や優良事例の情報などを収集・整理した「地域の課題解決を目指す地域運営組織の法人化~進め方と事例~」を作成。

小さな拠点情報サイト(http://www.cao.go.jp/regional_management/rmoi/index.html#houjinguide)にて公開

主なコンテンツ

よくあるつまずきポイント

・地域運営組織を設立しようとしている地域住民や地方公 共団体の職員が、設立の過程において直面しがちな「つ まずきポイント」を整理し、その解決方法を事例ととも に紹介。

(例)

- Ø 地域運営組織を設ける範囲はどうしようか?
- Ø 議論の場への参加状況が芳しくない(若い人や女性が参加してくれない)
- Ø 誰にリーダーになってもらおうか?
- Ø 誰に支援を求めたらよいのか? 等

自治体による支援の例

・都道府県や市町村が、補助金の交付によって、地域運営 組織の設立や法人格の取得を支援している例を紹介。

法人化の検討の進め方

- ・法人格を取得するメリットや、法人化の検討プロセスについて解説。各法人格の特徴や、法人格を取得して地域課題の解決に取り組んでいる地域運営組織の事例を紹介。
 - Ø 認可地緣団体
 - Ø NPO法人
 - Ø 認定NPO法人(条例指定制度含む)
 - Ø 一般社団法人
 - Ø 株式会社
 - Ø 合同会社



概要版リーフレットも作成

各種手続きの整理

・各法人格の手続例を紹介。また、法人化に伴い発生する会計、税務、労務、雇用等に関する運営上の諸手続を整理。

小さな拠点・地域運営組織に関する支援措置

事業名	担当	概 要
地方創生推進交付金 【30予算案 1,000億円】	内閣府	官民協働·地域間連携等の観点から先駆的な取組、既存事業の隘路を発見し打開する取組(政策間連携)、先駆的·優良事例の横展開を支援するもの。地方の先駆的な取組を支援。
地方財政措置	総務省	高齢者の生活支援等の地域の〈らしを支える仕組みづ〈りとして、地域 運営組織の持続的な運営に必要な費用を地方財政計画に計上。
過疎対策事業債	総務省	過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)による過疎地域の市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債であり、地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業にも活用可能。
過疎地域等集落ネット ワーク圏形成支援事業 【30予算案 4億円】	総務省	集落の維持・活性化を図るため、基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、住民の「〈らし」を支える生活支援の取組や、「なりわい」を創出する活動を支援する。
「小さな拠点」を核とした 「ふるさと集落生活圏」形 成推進事業 【30予算案 1.2億円】	国土交通省	人口減少·高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集めた「小さな拠点」を核とし、周辺集落とのアクセス手段を確保した「ふるさと集落生活圏」の形成を推進し、集落の再生・活性化を図るため、「小さな拠点」の形成に資する事業に対して支援する。
農山漁村振興交付金 【30予算案 100.7億円】	農林水産省	農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農福連携を推進する取組、地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大に向けた取組、「農泊」を推進する取組、農山漁村における定住等を図るための取組等を総合的に支援する。

小さな拠点・地域運営組織に関する支援措置

事業名	担当	概 要
地域活性化伝道師	内閣府	地域活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域興しのスペシャリスト(地域活性化伝道師)を紹介し指導・助言などを行う。
地域おこし協力隊	総務省	都市部の若者等が過疎地域等に移住して、一定期間(概ね1年以上3年以下)、地場産品の開発や農林水産業への従事等の地域協力活動を行い、その地域への定住・定着を図る取組に対して、特別交付税措置を講じる。
集落支援員	総務省	集落の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した 人材が、市町村職員と連携し、集落の巡回、状況把握等に従事する取 組に対して特別交付税措置を講じる。
外部専門家招へい事業	総務省	地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見や/ウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について特別交付税措置を講じる。
全国地域づくり人財塾	総務省	地域活性化においては、様々な知識・経験を持った人がそれぞれの知識・経験とアイデアを活かしながら活動に取り組み、地域で様々な活動が展開されることが求められているため、そのような状況を生み出すために必要となる、地域づくり活動を自らの手で企画し実践できる人材 = 「地域づくり人」を育成するための講座や塾を開催。
生活支援コーディネーター	厚生労働省	生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化を 行う。
地域再生マネージャー事 業	(一財)地域総合整 備財団	市区町村が地域再生に取り組もうとする際の課題への対応について、その課題解決に必要な知識、ノウハウ等を有する地域再生マネージャー等の外部の専門的人材を活用できるよう必要な経費の一部を支援する。

小さな拠点・地域運営組織に関する手引き等

情報提供	担当	概 要
住み慣れた地域で暮らし続けるために~地域生活を支える「小さな拠点」づくりの手引き~(平成28年3月) 行政職員による小さな拠点・地域運営組織の形成に向けた研修の進め方の手引き(平成29年10月) 地域の課題解決を目指す地域運営組織の法人化~進め方と事例~(平成29年12月)	内閣官房 内閣府	地域の困りごととその対応について、具体的な事例を数多く紹介した「小さな拠点」づくりの手引き。 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/chiisanakyoten/chiisanakyoten-tebiki.pdf 行政職員が中心となって地域住民に小さな拠点や地域運営組織の普及啓発を図る際に必要となる姿勢やテクニックの手引き。 http://www.cao.go.jp/regional_management/doc/common/kensyu_susu_mekata_all.pdf 「地域運営組織の法人化」の観点から、各府省で制度化されている法人制度(認可地縁団体やNPO法人、一般社団法人等)について、それぞれの法人制度が持つ特徴、法人格の取得の進め方や事例を整理。 http://www.cao.go.jp/regional_management/rmoi/index.html#houjingui_de
地域運営組織の形成及び持続的な運営に 関する調査研究事業 研修用テキスト(平 成29年3月) 集落ネットワーク圏の形成に向けた地域運 営組織の取組マニュアル(平成28年3月)	総務省	課題の解決のヒントとなるような先進的な取組や、研究会における議論を踏まえた解決方策について取りまとめた研修テキスト。 http://www.soumu.go.jp/main_content/000475597.pdf 住民や市町村が地域運営組織を立ち上げる際の参考資料。 http://www.soumu.go.jp/main_content/000403262.pdf
「小さな拠点」づくりガイドブック(平成25年3月) 実践編「小さな拠点」づくりガイドブック(平成27年3月)	国土交通省	「小さな拠点」の考え方や具体的な取組手法、先進事例などをまとめたガイドブック。(実践編:モニター調査により得られたノウハウなどをとりまとめた、より実践的な内容のガイドブック。) http://www.mlit.go.jp/common/000992103.pdf http://www.mlit.go.jp/common/001086331.pdf
活力ある農山漁村づくり検討会報告書(平 成27年3月)	農林水産省	地域で魅力ある農山漁村づくりに取り組もうとする方々に対し、実践活動を行う際の参考となる取組のポイントや事例等を紹介。 http://www.maff.go.jp/j/nousin/nouson/ bi21/pdf/nousan_gyoson_sasshi.pdf